

北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則（平成3年北上市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号ア、イ及びエ並びに第2号ア及びウにあってはそれぞれ各号に定める割合の範囲内において、第1号ウ及び第2号イの場合にあってはそれぞれ当該各号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号ア及びイ並びに第2号アに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の126.5以上100分の322.5以下</u>（給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（以下</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号ア、イ及びエ並びに第2号ア及びウにあってはそれぞれ各号に定める割合の範囲内において、第1号ウ及び第2号イの場合にあってはそれぞれ当該各号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号ア及びイ並びに第2号アに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の125.25以上100分の318.75以下</u>（給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（以下</p>

この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の150.5以上100分の382.5以下)

イ 勤務成績が優秀な職員 100分の115以上100分の126.5未満 (特定幹部職員にあっては、100分の136以上100分の150.5未満)

ウ 勤務成績が良好な職員 100分の104.5 (特定幹部職員にあっては、100分の124.5)

エ 勤務成績が良好でない職員 100分の95以下 (特定幹部職員にあっては、100分の114以下)

(2) 北上市一般職の任期付職員の採用等条例 (平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な職員 100分の90以上100分の270以下

イ 勤務成績が良好な職員 100分の80

ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の73.5以下

2・3 [略]

第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第

この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の149.25以上100分の378.75以下)

イ 勤務成績が優秀な職員 100分の113.75以上100分の125.25未満 (特定幹部職員にあっては、100分の134.75以上100分の149.25未満)

ウ 勤務成績が良好な職員 100分の103.25 (特定幹部職員にあっては、100分の123.25)

エ 勤務成績が良好でない職員 100分の93.75以下 (特定幹部職員にあっては、100分の112.75以下)

(2) 北上市一般職の任期付職員の採用等条例 (平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な職員 100分の88.75以上100分の266.25以下

イ 勤務成績が良好な職員 100分の78.75

ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の72.25以下

2・3 [略]

第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第

3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の54以上（特定幹部職員にあっては、100分の64以上）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の51（特定幹部職員にあっては、100分の61）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の48.5以下（特定幹部職員にあっては、100分の58.5以下）

2 [略]

3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52.75以上（特定幹部職員にあっては、100分の62.75以上）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の49.75（特定幹部職員にあっては、100分の59.75）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の47.25以下（特定幹部職員にあっては、100分の57.25以下）

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。